平成２１年（フ）第５４６号
静岡県島田市神尾496番地
債務者　永橋　康明
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５２号
静岡市清水区草薙一里山９番８号
債務者　池田　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３３号
静岡県焼津市中根493番地の１　中根マンションＥ―303
債務者　石上　佳苗
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８８号
静岡県焼津市柳新屋126番地の１
債務者　前田　吉博
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６７号
神奈川県相模原市相模原４丁目９番12―1301号
債務者　森　　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１４４３号
東京都調布市佐須町２丁目35番地１小林荘102
債務者　佐藤　則子（旧姓石岡）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６０９号
静岡市葵区与一６丁目１番１―105号
債務者　種石　順子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３６４号
東京都昭島市拝島町３丁目11番７―1307号
債務者　猪狩　勝子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１３４４号
埼玉県蓮田市大字馬込1359番地の５
破産者　サイトー青果株式会社
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６２１号
埼玉県鴻巣市屈巣2377番地
破産者　武井興業株式会社
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
茨城県日立市多賀町１丁目３番12号
破産者　株式会社アイビーシステム
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４５号
茨城県日立市城南町２丁目11番17号
破産者　有限会社根本組
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１６０号
青森市新町２丁目２番１号
破産者　有限会社アセット不動産投資
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９９８号
仙台市泉区向陽台２丁目１番７号
破産者　株式会社ラジオショップ
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
群馬県邑楽郡大泉町大字坂田268番地１
破産者　株式会社三洋リフォーム
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１４０号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷22番地の35
破産者　有限会社三洋塗装工業
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３２号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1783番地
破産者　木﨑　昌幸
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２０号
石川県白山市田中町153番地１
破産者　株式会社クラフト
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所